

Eメールニュース「みやぎの九条」 NO. 407

2023年1月15日発行／みやぎ憲法九条の会

仙台市青葉区柏木1丁目2-45 フォレスト仙台5F

Tel : 022-728-8812 FAX : 022-276-5160

<http://miyagi9jou.sakura.ne.jp/> mail:info@9jou.jp

憲法改悪をゆるさない全国署名(1/05 現在)

宮城県内 9条の会連絡会 : 4,542 筆 他団体 : 9,306 筆

県民運動推進連絡会みやぎ集約 : 13,848 筆

署名欄付きハガキの増刷ができました。宮城県内九条の会連絡会に参加されている地域九条の会には必要枚数お送りしますので、みやぎ憲法九条の会事務局までお申し込みください。

みやぎ憲法九条の会 : 〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-45
フォレスト仙台5F

☎022-728-8812 mail:info@9jou.jp

* 署名は県名よりしっかり書きましょう。「●●市」などは他県に同名の地名がある場合は除かれます。もちろん、「同上」

「//」は不可です。国会提出時に大変な苦勞となっています。よろしく願いいたします。



宮城県内九条の会連絡会の街頭宣伝は毎週火曜日

場所 : 仙台市中央通東二番丁 平和ビル前。

時間 : 12時から13時まで。

実施日 : 1月16日、23日、30日。2月は6日、13日、27日。

1月の「19日行動」

19日行動は2015年9月19日に9条に違反する「安保法制強行採決」したことを忘れず、「安保法制廃棄」を求めて毎月行っている運動です。

●~~仙台市：1月19日（月）12:00～13:00~~ 場所：~~仙台市中央通東二番丁平和ビル前~~

前号で実施と案内しましたが、今回は他の行動のため実施されませんので訂正いたします。

●石巻市：1月19日（月）15:00～16:00 場所：石巻工業高校前・蛇田交差点

●涌谷町：1月19日（月）13:00～13:30 場所：涌谷公民館前交差点

（19日が土日に当たる場合は第3月曜日）

●小牛田：1月19日（月）13:00～13:30 場所：国道108号山の神神社前交差点

●気仙沼市：1月19日（月）（火）11:00～11:30 場所：クボ店前

●名取市：1月19日（月）13:00～13:30 場所：名取駅西口前

●岩沼市：1月19日（月）15:00～15:30 場所：岩沼駅前

●仙南九条の会：1月19日（月）（火）11:00～ 場所：白石市ヨークベニマル前

2月3日は澤地久枝さんの提唱「アベ政治を許さない！」Day！！

- ・午後1時キッカリに「アベ政治を許さない！」ポスターを掲げましょう。
- ・名取市：ヨークベニマル愛島店前交差点付近 ・涌谷町：涌谷公民館前交差点 ・小牛田：国道108号山の神神社前交差点

地域の九条の会の定例行動(スタンディング)

- ・宮城野原九条の会 23日行動：1月23日(火)13:00～13:30 坂下交差点
- ・鶴ヶ谷地域九条の会：1月17日(第3水)11:00～12:00 鶴ヶ谷生鮮市場前広場
- ・加茂九条の会：
場所：泉区、北環状線と仙台大衡線の交差点、ショッピングセンター「ブランチ仙台」前、のぼり旗が目印。

毎週月・水・金曜日の 7:30~8:15、水曜日 14:00~14:30 の毎週 4 回 “ロシアのウクライナ侵略反対” でスタンディング

毎週木曜日 13:30~14:00 「大軍拡・大増税 NO!」 でスタンディング

【これからの県内活動情

核兵器禁止条約発効 3 周年

核兵器廃絶ネットワークみやぎ発足 3 周年記念イベント

中学生の時から核兵器廃絶の活動に取り組み、大学生の時に KNOW NUKES TOKYO を立ち上げ、核兵器禁止条約締約国会議や NPT 再検討会議の場に赴き現地からリポートするなど、核兵器廃絶を仕事として取り組む 24 歳の若者の取り組みから学びます。

日時： 1 月 20 日（土） 13:30~16:00

会場：福祉プラザ ふれあいホール

記念講演

演題：「私たちの社会は私たちの手で作っていこう～核兵器をなくし、平和を作る～」

講師：高橋悠太さん(カクワカ「核政策を知りたい広島若者有権者の会」共同代表)

演奏会：ジャズユニット「空と大地のあいだに」

稲垣達也さん、遠藤いく子さん(2021 年結成、レパートリーを増やし各地で演奏披露)

参加費：無料。申込不要、どなたでも参加できます。

主催：核兵器廃絶ネットワークみやぎ 代表 木村緋沙子 022-243-2158

宮城県平和 6 団体企画「孫崎亨平和講演会」

「平和を構築する道の探求」

～ウクライナの和平と台湾問題の鎮静化に向けて～

私たち平和6団体は、東アジアを平和の地にするにはどのようなことが必要か？中々先が見えないロシア・ウクライナ戦争を終わらせるにはどうすればよいか？などを論議してきました。日々の疑問について孫崎亨氏をお招きしてお話を伺います。

日時：1月21日（日）13：30～16：00

会場：仙台市市民活動サポートセンター6F セミナーホール

講師：孫崎 亨さん(元外務省情報局長など歴任)

参加費：500円 どなたでも参加できます。

主催：日本中国友好協会宮城県支部連合会、宮城県平和委員会、日朝協会宮城県支部、宮城県 AALA、日本ユーラシア協会宮城県連合会、宮城県原水爆禁止協議会

連絡先：宮城県平和委員会事務局 担当：武井 FAX：022-263-6650

教えてダイゴ先生！Part3

「社会保障ためなら消費税をガマンしないといけないのですか？」

物価高騰やエネルギー価格の上昇に加え、税や社会保障の負担増により消費者の暮らしは大変になっています。そして、長引く資材や燃料費の高騰は多くの中小企業を倒産に追い込んでいます。国はなぜ消費税率の引き下げを議論しないのでしょうか。様々な税金があるなかで消費税とはどんなものかの疑問にお答えします。

日時：1月25日（木）13:30～15:30

会場：フォレスト仙台2階第一フォレストホール

参加料：無料

参加方法：来場またはオンライン参加

定員：来場80人、オンライン100人

申込：以下の項目を記載の上 FAX またはメールでお願いします。

件名「1/25 消費税ネット講演会申込」とし、①お名前、②来場参加または Web 参加、③来場の場合は参加人数。申込者全員参加できます。案内書送付はありません。

主催：消費税引き上げをやめさせるネットワーク宮城

問合せ先：宮城県生協連気付 022-276-5162 FAX022-276-5160

戦争を語り継ぐ上映会

「雪道 ずっと2人で生きてきた・・・」

～「日本軍慰安婦」として過酷な運命を共に耐え抜いた二人の少女の友情～

夜中に何者かに連れ去られたチョンブンは、列車の中で日本に行ったはずのヨンエと出会う。少女たちは「日本軍慰安婦」として満州に送られた。慰めあい、時には争いながら、厳しい生活に耐える二人。そんなある日、彼女たちに慰安所を脱出する機会が生まれるが…。(2015年制作 脚本：ユ・ボラ、監督：イ・ナジュン)

上映：1月27日(土) 10:00～ 13:00～ 16:00～

会場：日立システムズホール3階エッグホール(仙台市青年文化センター：地下鉄旭ヶ丘駅徒歩1分)

入場券：1000円

主催：「雪道」上映実行委員会(良い映画を見る泉の会、日本軍「慰安婦」問題の早期解決をめざす宮城の会、婦人民主クラブ宮城県支部協議会)

連絡先：油谷重雄(加茂5丁目) 電話：022-378-5765 携帯：090-7068-6706

吉野作造記念館後期基礎講座

吉野作造の文章を読んでみよう

政治に関する論文、エッセイや日記等の文章を読み進め、何を現代に向けて伝えようとしたのかを「いま」から見つめたり、普段着の作造の姿を見て見ましょう。吉野作造は第一次世界大戦後の政治をどのように見ていたか吉野作造の文章から読み解きましょう。

会場：吉野作造記念館

講師：氏家 仁さん(吉野作造記念館館長)

開催日時：時間は13時～15時です。

第5回	2月10日(土)	「戦後の日ロ関係、日中関係をどのように見たのか」
-----	----------	--------------------------

料金：無料（常設展・企画展は別途有料です）

入館料：一般 500 円 高校生 300 円 小・中学生 200 円

主催：吉野作造記念館（大崎市古川福沼 I-2-3 0229-23-7100、Fax 0229-23-4979）

E-mail yoshino-npo.fg@blue.ocn.ne.jp

申込：事前申込が必要です。以下の項目をご記入の上、吉野作造記念館にお申し込みください。①名前、②住所、③電話番号、④上記5回の内、希望する講座日程

第 50 回 2024 年 2.11 信教・思想・報道の自由を守る宮城県民集会講演

「なぜ、入管は『外国人』への人権侵害を続けるのか？」

～すべての人が住みよい社会をめざして～

スリランカ人ウイシュマ・サンダマリさんが 2021 年 3 月 6 日、名古屋出入国管理局の収容施設で亡くなったことを通して、人権を顧みない入管の実態が次々と明らかになっています。そのような中で旧態依然の出入国管理法改正案が成立し施行されようとしています。

日時：2 月 12 日（月）13:30～

◇13:10 より、苫米地サトウさん・宮城のうたごえによる歌があります。早めにご来場ください。

会場：仙台国際センター会議棟大ホール（地下鉄東西線国際センター駅より徒歩 1 分）

◇インターネット配信でも視聴できます。

HP「2・11 信教・思想・報道の自由を守る宮城県民集会」

<http://211miyagi.jimdofree.com/>

講師：指宿昭一さん（弁護士）

入場：無料

主催：靖国神社国家管理反対宮城県連絡会

◇講演終了後、デモ行進を行います。

◇託児所を設けます。当日受付にお申し出ください。（無料）

みやぎ憲法九条の会 第1回「憲法塾」

「どうなる国立大学法人～国立大学法人法「改正」について～(仮題)」

12月13日「国立大学法人法改正案」が強行成立されました。これにより一定規模以上の国立大学は、新たに事実上の最高意思決定機関となる「運営方針会議」(合議体)の設置が義務付けられます。この合議体は3人以上の委員と学長で構成され、委員は学長が任命する前に文科大臣の承認が必要になります。この意味するところを学びます。

日時：2月17日(土) 13:30～15:00

会場：フォレスト仙台5階

講師：片山知史さん(東北大学大学院農学研究教授、東北大学職員組合執行委員長)

入場：無料

主催：みやぎ憲法9条の会

仙台弁護士会第59回憲法連続市民講座

「アメリカの世界戦略と東アジアの緊張」～アジアの平和をどう作るか～

2022年12月16日、岸田内閣が「国家安全保障戦略」など「安保関連3文書」を閣議決定しました。安保関連3文書には相手の能力(反撃能力、敵基地攻撃能力)の保有などの軍事的整備を内容とするものであり、これまでのわが国の安全保障戦略を大きく転換するものです。

日時：3月2日(土) 14:30～16:30

会場：仙台弁護士会館4階(仙台市青葉区一番町2-9-18)

講師：羽場久美子さん(国際政治学者、青山学院大学名誉教授)

入場：無料

◇ZOOMによるオンライン併用

オンライン参加の方は下記URLよりご参加ください。URLは当日仙台弁護士会のホームページでもご案内します。

URL <https://us06web.zoom.us/j/89881799295>

主催：仙台弁護士会 共催(予定)：日本弁護士連合会、東北弁護士連合会

問合せ：仙台弁護士会 022-223-1001

【県内九条の会の活動】

仙台市「20歳を祝う会」参加者2400人にチラシ配布

1月7日(日)仙台市体育館に於いて、2024年度の「仙台市はたちの集い」が行われました。今年、コロナ明けとして一部制で行われて午後の開催となりました。

宮城県内九条の会連絡会は、成人の若者向けチラシ(テッシュ付き)の配布活動を24名の参加で、2,400枚を地下鉄南北線富沢駅下と会場の体育館周辺で「おめでとう!」「戦争しない社会にしようね!」の声掛けをしながら手渡しを行いました。

名取市、多賀城市、塩釜市などでも行われました。



成人おめでとうございます!

~未来は君たちの手に~

頼むね!



憲法って?

「わたし」を守るもの

わたしが わたしらしく 生きるために
あなたが あなたらしく 生きるために
大切なこと それが人権
「一人ひとりの人権を大切に
国づくりをします」と約束したのが憲法
憲法という約束を守らなければならないのは
国という権力
憲法に守られているのはわたし・たちです。
成人となられた皆さんに、憲法が身近なものとなる
よう願って、このリーフレットをお届けします。

発行：宮城県内九条の会連絡会(2024年1月)
仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台 5F
info@9jou.jp TEL 022-728-8812



憲法を変える手続き

国民投票

国会の衆参両院の3分の2の賛成で、憲法改正の「発議」が行われます。
これが国民投票にかけられ、過半数の賛成で成立します。
そのルールは「国民投票法」に定められています。
これには、コマースル規制がないか、最低投票率の定めがないなどの問題点が指摘されています。
発議できれば、有権者一人ひとりが自分の考えで、賛成か反対か投票します。
発議後60日から180日以内に国民投票を行うと定められていますが、私たちが発議案の内容を正しく理解するためには十分な時間が必要ではないでしょうか。
まずは憲法の原則に沿った慎重な国会論議を重ねて欲しいものです。

日本国憲法 第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する
2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない

Chapter ii. Renunciation of war
article 9.
Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.
In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained. the right of belligerency of the state will not be recognized.

憲法「改正」への動き

どんな改憲案??

2015年の「安保法制」の成立などで、自衛隊の「軍隊」としての活動が拡大されてきた中で、憲法との隔たりが大きくなってしまいました。
このため、政府は憲法そのものを変えて、この矛盾を解消しようとしています。
戦争放棄を定めた憲法9条に自衛隊を書き加えて自衛隊が戦争参加、武力行使ができるようにすることをめざしています。
これは国のあり方を180度転換することです。

「認められたらどうするか」は、難しい問題ですが、そうならないようにどうするか、みんなで知恵を出し合って外交の力を高め、他国との市民的な交流をつないでいく努力が大切ではないでしょうか。

緊急事態条項?

新たに「緊急事態条項」という条文を加えることも提案されています。

コロナ禍で出された「緊急事態宣言」と似た名称ですが、全く違うものです。

これは、国会に回らずとも首相一人の判断でなんにでも対処できるようにする、いわば、憲法も国会も無視した独裁政治を可能にする危険なものです。

最近の国会の憲法審査会では、内閣の判断で国会議員の任期を延長することを可能にしようとする案が出されています。時の政府の権限を強化するのは問題です。まして、最近、報じられているように、最大与党の「裏金問題」などを見てわかるように、権力の集中は政治の腐敗を招きかねません。

